

令和2年4月24日

学生 各位

川口短期大学

学生委員長 小山内 弘和

特別定額給付金（仮称）事業について

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることになりました。

※参考 HP

特別定額給付金(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連)【総務省】

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html

●給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者（外国人留学生も対象）

●給付額

給付対象者1人につき10万円

●給付金の申請及び給付の方法

世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行う

給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込み

●受付及び給付開始日

各市区町村において決定

●申請期限

郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

※上記は現時点における検討状況を示したものであり、今後の検討によって変更もあります。

※本給付金の実施に当たっては、令和2年度補正予算案の成立が前提となります。

特別定額給付金（仮称）を装った詐欺に注意してください

給付金を装った詐欺等の発生も想定されますが、市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。